



令和2年度垂水市職員採用試験 事務職・管理栄養士・消防職



「垂水市の発展」と「市民の幸福」のために一緒に働いてみませんか。
前向きな考えと思いやりを持った皆さんの申込を心からお待ちしています。



採用職種と人員(令和3年4月1日採用予定)

- ①一般事務職(初級): 5名程度
- ②管理栄養士: 若干名
- ③消防職: 若干名

受付期間

令和2年8月3日(月)～9月15日(火)

- ※持参の場合
月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分(正午～13時を除く)
- ※郵送の場合
令和2年9月15日(火)の消印まで有効

試験内容

- 第1次試験
令和2年10月18日(日) 垂水市市民館
内容
①一般事務職(初級)
教養試験・作文試験・総合適性検査
②管理栄養士
教養試験・作文試験・総合適性検査・専門試験
③消防職
教養試験・作文試験・総合適性検査・体力試験
合格発表 令和2年11月11日(水) 予定
- 第2次試験
令和2年11月29日(日) 垂水市役所
内容 口述試験(個人面接)
合格発表 令和2年12月4日(金) 予定

受験資格

- ①一般事務職(初級)
平成2年4月2日～
平成15年4月1日生まれの方
- ②管理栄養士
昭和62年4月2日以降生まれで、
管理栄養士の免許を有する方
- ③消防職
平成8年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

詳しい情報や
必要書類は、
市HPを
ご覧ください。



提出書類

- ①採用試験申込書
 - ②受験票
 - ③管理栄養士免許証の写し(管理栄養士のみ)
 - ④身体検査書(消防職のみ)
- ※採用試験申込書等は、総務課人事行政係および消防本部総務課庶務係で交付するほか、市HPからもダウンロードできます。
- ※申込日前1カ月以内に撮影した上半身脱帽正面向(縦5cm×横4cm)写真を貼付してください。
- ※障がい者手帳等をお持ちの方は、試験会場配慮のため写しを提出してください。

◎申込・問い合わせ先

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114
垂水市役所総務課人事行政係 ☎0994-32-1124(直通)

〒891-2122 鹿児島県垂水市上町112-2
垂水市消防本部総務課庶務係 ☎0994-32-1019(直通)

見逃さない!

- ①児童扶養手当
ひとり親家庭医療費助成金
8月3日(月)～31日(月)
 - ②特別児童扶養手当
8月12日(水)～9月11日(金)
 - ③障害児福祉手当
 - ④特別障害者手当
8月12日(水)～9月11日(金)
- 手続方法**
現在受給中(停止中含む)の方は本人に通知します。福祉課児童障害者係にて、お手続きください。また、下の手当の受給要件を満たしている方で、手続きをされていない方は、同係へお問い合わせください。
- ◎**問い合わせ先**：福祉課児童障害者係 ☎内線124・127

児童福祉支援 各種手当の現況届

子育て支援・障害者支援に関する各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。
※提出がない場合、手当を受けられないことがあります。
※扶養義務者や世帯員の所得状況等で受給できない場合や、一部停止になることがあります。

各種手当のご紹介

①児童扶養手当

■受給者要件

- ・父または母と生計が別の児童を監護している父または母(父子家庭の父または母子家庭の母)
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

■手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童(障害を有する場合は20歳未満)で次に該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が継続1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所のDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知含)
- ⑨上記①～⑧への該当が明らかでない児童

■手当額(月額)

- ①児童が1人の場合 **10,180円～43,160円**
- ②児童が2人の場合 **5,100円～10,190円加算**
- ③児童が1人増す毎に **3,060円～6,110円加算**

②特別児童扶養手当

■受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している方

■手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額(月額) ※児童扶養手当と併給可

- ①重度障害児1人 **52,500円**
- ②中度障害児1人 **34,970円**

③障害児福祉手当

■受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額(月額) ※特別児童扶養手当との併給可

14,880円

④特別障害者手当

■受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に3か月以上入院中の方は除きます。

※手当の対象者(次のいずれかに当てはまる方)

- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方

■手当額(月額)

27,350円